

プレスリリース
令和 7 年 9 月 26 日



－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347